

区報平成26年2月21日号掲載

消費者相談室から



「若返り」「プチ整形」の 契約は慎重に！

「アンチエイジング」や「プチ整形」など、美容クリニックで施術（手術）を身近で容易なものと考える人が増えている一方、説明不足や不適切な治療によるトラブルが多発しています。後悔することのないよう、契約は慎重に行いましょう。

■ 事例

携帯サイトの広告を見て、美容整形外科に相談だけのつもりで出向いた。高額なリフトアップを強引に勧誘され、同日施術を条件に減額を提示され、断りきれずに契約。術後痛みが取れず皮膚がでこぼこになった。元の顔に戻してほしい。また説明と違うので料金を支払いたくない。

◇ 助言

勧誘時の問題点などをもとに返金交渉することはできますが、いったん契約してしまうと全額返金は困難です。現在の状況を施術クリニックに申し出て話し合うこととなります。まずは、消費者相談室にご相談ください。補償等を求めたい場合は、早めに他の医療機関で診察を受け、弁護士に相談することも必要です。

また、これから美容整形をしようと考えている方は、下記のアドバイスを参考にして下さい。

◎ 消費者へのアドバイス

◇ 広告だけで判断しない！

安さだけを強調し、施術の具体的内容が表示されていないなど、著しく事実と異なる表示、また誤認させる表示がある場合があります。医師によく確認し、他の医療機関と比較することも大切です。

◇ 即日施術は慎重に！

「今日だったら特別に割引」などと言われても、即決せずに、冷静に考える時間を作りましょう。即日施術を強く勧めるクリニックには注意しましょう。

◇ 医師から十分に説明を受けましょう！

施術については必ず医師から説明を受けましょう。医師には患者に対して十分な情報を提供する責任があります。施術方法・内容、他の選択肢の有無、効果の度合い、起こりうる合併症や後遺症のリスクについて医師と十分話し合い、熟慮・納得した上で決めましょう。

◇ 費用が高額になることもある！

美容医療のほとんどは保険診療の対象ではなく、診療費の全額が患者の負担となり、保険診療と違い各医療機関が自由に料金を設定できるため、予想以上に高額になることがあります。施術費用だけでなく施術後に要する費用についても十分に説明を求めましょう。